

女性活躍推進法、次世代法に基づく行動計画 風の家

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 4月 1日～ 2028年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率25%以上

女性社員・・・取得率90%以上

<対策>

- 2026年4月～ 育児休業取得に該当する職員の把握をする。
- 2026年4月～ 育児休業制度に関するパンフレットを作成・配布し、職員に周知する。
- 2026年4月～ 対象職員に個別に説明し、取得を促す。

目標2：全社員の年次有給休暇取得率を70%以上とする。

<対策>

- 2026年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、各部署で目標を設定する。
- 2026年7月～ 有給取得率を定期的に共有し、目標達成度を可視化する。
- 2027年4月～ 各部署に置いて業務の見直しをし、年次有給休暇取得を促す。

目標3：女性管理職の比率を40%以上とする。

<対策>

- 2026年4月～ 女性リーダー向け（副主任）の研修を年1回行う。